

## 年金ミニ知識

問い合わせ 戸籍・年金担当  
☎ 76 - 2151 内線 222、223

### 年金をお得に増やせます

#### ▼付加年金の保険料は400円

定額保険料に付加保険料をプラスして納付すると将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

納めた付加保険料は、将来、付加年金として2年間受け取るだけで取り戻せませんから、3年目以降は「もらい得」になる大変お得な制度です。

#### ▼いくら上乗せされるかというところ

付加年金の受領額（年額）

200円 × 付加保険料納付月数です。

例：付加保険料を10年間納付した場合

○付加保険料

400円 × 10年（120月） = 48,000円

○付加年金額（年額）

200円 × 10年（120月） = 24,000円

したがって、付加年金を2年間受領すると、納付した付加保険料総額と同額になるのです。

#### ▼付加年金に加入できる人

国民年金の第1号被保険者と65歳未満の任意加入被保険者です（国民年金基金に加入中の方は加入できません）。

## 平成29年度オホーツク管内 町村職員採用資格試験案内

試験実施日 平成28年9月18日(日)

公示日 平成28年7月1日(金)

募集期間 平成28年7月1日(金)～  
7月29日(金)消印有効

願書配布期間 平成28年7月1日(金)～

試験申込書等の設置場所

(設置は公示日以降)

・管内町村役場 ・網走市並びに紋別市

・オホーツク町村会

・北見市大卒者情報センター

・北海道町村会 ・札幌学生職業センター

問い合わせ先

・オホーツク町村会 ☎0152-44-6472

(網走市北7条西3丁目

オホーツク合同庁舎内)

・役場総務課 ☎76-2151(内線208)

## 5月からのJR美幌駅の券売について

JR美幌駅の窓口業務が4月末で終了し、5月から美幌商工会議所でJR券売業務の一部が業務委託されています。

取扱場所 美幌商工会議所（仲町1 経済センター）☎73-5251

取扱日 月曜から金曜（土・日・祝祭日・年末年始は除きます）

取扱時間 午前9時～午後5時30分

取扱切符 乗車券、回数券、通学定期券、特急自由席、Sきっぷ・Rきっぷ（切符種類により美幌駅からの販売区間が限定されます）

問い合わせ 列車時刻・料金・指定席の空席案内の問い合わせ

JR北海道電話案内センター ☎011-222-7111

《取り扱う切符》常備券として、下記の切符を用意して販売します。

券種	区間・備考	
乗車券	片道乗車券 往復乗車券	美幌－網走・女満別・北見・遠軽・旭川・札幌市内
	回数券	美幌－北見
	定期券	通学定期 (1カ月、3カ月)
特急券	自由席特急券	美幌－50km(北見等)・100km(遠軽等)・300km(旭川等)・400km(札幌等)
お得な切符	Sきっぷ	網走－旭川
	Rきっぷ	網走－札幌（座席指定不可）

## 危険物安全週間

6月5日から6月11日まで

平成28年度安全週間標語 『危険物 決めろ無事故のストライク』

ガソリン、灯油等の石油類をはじめとする危険物は一般家庭・事業所等で幅広く利用されるとともに、私たちの生活の中にも深く浸透し、欠かすことが出来ない物となっています。これらの危険物は私たちの暮らしを豊かにする一方で、その取扱い方法を誤ると火災等の災害を誘発する危険性を持っています。この週間は、危険物に対する意識の高揚及び啓発を図り、危険物による事故を未然に防ぐことを目的としています。

### 《ご家庭の危険物にも注意！》

暖房用の灯油だけではなく、潤滑油スプレー、ヘアスプレー、マニキュア除光液など私たちの身の回りにも多く危険物を使用した製品があります。普段から保管方法にも注意が必要ですが、特にゴミとして廃棄する際に中身が入ったまま捨てるとゴミ収集車の火災にもつながります。ゴミを出す時には十分注意を払って下さい。

『火事と救急』は119

☆ 津別消防署 ☆ ☎76-2189



日本経済の未来は、あなたの調査票から。

# 経済センサス 活動調査

平成28年  
6月1日

調査への回答はお済みですか？  
ぜひインターネットでご回答ください。  
よろしくお願い致します。



回答は、調査員に提出又はインターネット回答でお願い致します。

※くわしくは経済センサス-活動調査キャンペーンサイトをご覧ください。

経済センサス2016

検索

<http://www.e-census2016.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・北海道・津別町(住民企画課企画グループ ☎76-2151 内線241)

## 介護保険料納入通知書を送付します ～保険料の金額や納期限の確認を～

65歳以上の方(第1号被保険者)は、介護保険料を納付することになりますが、その納め方は、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれます。普通徴収の方には介護保険料納入通知書を6月中旬頃に、特別徴収の方には介護保険料特別徴収通知書を8月にそれぞれ発送します。

**普通徴収** 納入通知書に記載の金融機関で納付してください。なお、第1期納期限は6月30日です。

◆口座振替も利用できます◆

納付書で保険料を納付する方については、口座振替が利用できます。介護保険料の納付書、通帳、印鑑(通帳届出印)を用意し、取り扱い金融機関で手続きします。※口座振替の開始は、申し込み日の翌月からになります。

**特別徴収** 年金が年額18万円以上の方は、各種公的年金(老齢・退職・障害・遺族年金)からの天引きとなりますので、金額をご確認ください。

**普通徴収・特別徴収併用の方** 年度の途中(6月・8月または10月)から特別徴収が開始される方には、1期または2期分までの介護保険料納入通知書を発送します。

段階	年間保険料額
第1段階	20,500円
第2段階	28,500円
第3段階	34,200円
第4段階	41,000円
第5段階	45,600円
第6段階	54,700円
第7段階	59,200円
第8段階	68,400円
第9段階	77,500円

問い合わせ先 保健福祉課 介護福祉グループ 介護保険担当 ⑫番窓口 ☎76-2151(内線230)